

天津大野木マイツニューズレター

12月号

2006年12月27日 担当：安達

個人所得税自己申告の開始について！

ここ数年、個人所得税については毎年改正が行われ、徐々に課税強化がされています。

2005年7月に個人の所得に関する情報管理を徹底するよう求めた個人所得税管理弁法が公布され、同年10月1日より施行されています。また、2006年1月1日より個人所得税法と同法实施条例が改正され、年間所得12万元以上のものは翌年3月までに所轄税務局へ自己申告納税手続きをとることが義務付けられました。

そして、つい最近の2006年11月6日に「個人所得税自己申告納税弁法(国税発[2006]162号)が公布され、自己申告納税について詳細に規定されています。

今月は新たに交付された個人所得税自己申告納税弁法について、現地法人に出向する日本人に対する取り扱いのポイントを解説いたします。

1. 自己申告対象者

個人所得税法の納税義務がある者で、以下の場合には自己申告が必要とされています。

(1) 年間所得が12万元以上のとき(外国人の費用控除(4800元)控除前の金額で判定)

上記には、中国国内に住所を有さず、中国国内の居住期間が1年未満の個人は含まれません。

(2) 中国国内の2ヶ所以上の期間から給与所得を得ているとき

(3) 中国国外から所得を取得しているとき

上記の納税者は、中国国内に住所を有するか、中国国内に住所を有しないが一納税年度中の国内居住期間が満1年の個人を言うとしています。

この取り扱いについては、「個人所得税自己申告納税弁法」の規定だけを読む限り、中国国内居住期間が満1年の者は国外所得も自己申告納税が必要とも読み取れますが、2006年1月1日に改正された個人所得税实施条例第6条では、中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、中国国外源泉所得について、主管税務機関の許可を受けた上で、中国国内の機構又は個人が支払う部分だけ納税対象となり、国外源泉所得のうち国外の機構や個人が支払う者は納税対象としないことができるとされています。

このため、1年以上5年以下居住する個人の国外源泉所得税の申告納税の要否について個人所得税实施条例との関係が明確ではなく、今後の補充通知等により明確にされることが期待されています。

(4) 課税所得に対して源泉徴収者がいないとき

(5) 国務院が定めるその他の場合

2. 申告時期

個人所得税自己申告の実施時期は、上記1. (1)は2006年度からとし2006年度分について2007年3月末までに申告することとされています。

上記1. (3)の中国国外から所得を取得する納税義務者は、納税年度終了後30日以内に中国国内の主管税務機関に対し申告納税を行うこととされています。

3. 申告地

年間所得12万元以上の者の申告地は、中国国内の就任・雇用先事業所の所轄税務局とされています。

2ヶ所以上の就任・雇用先事業所がある場合には、そのうちの1ヶ所の事業所所在地の税務局を決めて申告します。

また、国外所得を取得しているときは、中国戸籍を有しない場合、中国国内の常住地の所轄税務局に申告するとされています。

4. 実務上の影響

年間所得12万元以上の者は、来年3月までに自己申告が必要になってきますが、中国現地法人へ出向されている方々はほぼ該当されるものと思います。現地法人で適正に源泉徴収をしていれば年間給与所得額と納税額を申告するのみで新たな税負担は生じないはずですが。

しばしば見受けられることですが、外国人の個人所得税の申告をローカルスタッフに任せて誤って申告されている場合があります。この場合には、その誤りが自己申告を行い税務局のチェックにより顕在化する可能性があります。当該自己申告は個人が責任を負いますので、会社が行う源泉徴収が誤っておりその誤ったままの金額で申告してしまわないよう、チェックをしっかりと行う必要があります。

なお、自己申告に当たっての具体的な手続きや申告用紙等についてはまだ税務局で用意されていないようです。年明け後再度確認し、確認でき次第追加情報としてお客様に配信させていただきます。

最後に、本年も1年間ご愛顧頂き誠にありがとうございました。

新年もお客様の役に立つサービスをご提供するべく更に努力していく覚悟しております。

どうぞ、来年も引き続きご愛顧いただけますようお願い申し上げます。

(完)